

# 小型機船底びき網漁業(手繰第 1 種漁業、第 3 種漁業)

## の制限措置および許可期間について

### 1. 手繰第 1 種漁業（沖びき網漁業）について

- 当該漁業は琵琶湖漁業において大規模な漁業のひとつであると同時に、多様な魚種を漁獲対象として操業されていることから、様々な水産資源の保護培養および漁業調整の観点から、許可定数（ごり沖びき網漁業：150 隻以下、あゆ沖びき網漁業：150 隻以下、その他の沖びき網漁業：160 隻以下）を定めてきた。
- しかし、現在の許可数（ごり沖びき：98、あゆ沖びき：93、その他の沖びき：101）は許可定数を大きく下回っていることから、今次の許可の一斉切り替えに際しては必要最低限の定数に是正することとしたい。
- このため現行許可数と要望調査の結果を勘案し、許可定数をそれぞれ 110 隻以下と定める。
- 操業区域については従前の許可証と同様、下記のとおりとする。

操業区域	琵琶湖大橋の堅田行き車線区分線から北側へ 500 メートルの距離の線以北の琵琶湖
------	--

- また、資源の保護と活用を同時に図るためには県内の漁業者による調整が欠かせないため、漁業を営む者の資格として「滋賀県に住所を有する者」を新たに定めることとする。

### ● 令和 2 年 11 月 27 日公示における制限措置

漁業種類	船舶等の数 または漁業者の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
手繰第 1 種漁業（ごり沖びき網漁業）	150 隻以下	5 トン以下	127 キロワット以下	琵琶湖	7 月 20 日から翌年 2 月末日まで	—
手繰第 1 種漁業（あゆ沖びき網漁業）	150 隻以下	5 トン以下	127 キロワット以下	琵琶湖	2 月 1 日から 2 月末日まで	—
手繰第 1 種漁業（その他の沖びき網漁業）	160 隻以下	5 トン以下	127 キロワット以下	琵琶湖	8 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで	—



### ● 変更点（今回）

それぞれ  
110 隻以下

琵琶湖大橋の堅田  
行き車線区分線か  
ら北側へ 500 メー  
トルの距離の線以  
北の琵琶湖

滋賀県に住所を  
有する者

- なお、許可の有効期間は前回第 587 回の当委員会での諮問のとおり、次回の一斉切り替えを休漁期間に行うこととすべく令和 8 年 6 月 30 日までとする。

2. 手繰第3種漁業（貝びき漁業）について

- 当該漁業は遊泳による逃避能力を持たない貝類、とりわけシジミ資源に対する影響が大きくなる要素を含んでいることから、許可定数（100 隻以下）を定めてきた。
- 近年、シジミ資源が極めて危機的な状況にあり（別紙参照）、シジミ資源の保護培養および漁業調整の観点から、漁獲圧のさらなる上昇を防ぐため、許可定数を現許認可数である 89 隻以下と定める。
- 操業区域については、従前の許可証と同様、下記のとおりとする。

操業区域	近江大橋の草津行き車線区分線以北の琵琶湖 (ただし、内湖および内湖から琵琶湖に通ずる水路を除く。)
------	--

- また、資源の保護と活用を同時に図るためには県内の漁業者による調整が欠かせないため、漁業を営む者の資格として「滋賀県に住所を有する者」を新たに定めることとする。

● 令和 2 年 11 月 27 日公示における制限措置

漁業種類	船舶等の数 または漁業者の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
手繰第3種漁業（貝びき網漁業）	100 隻以下	5 トン以下	127 キロワット以下	琵琶湖	8 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで	—



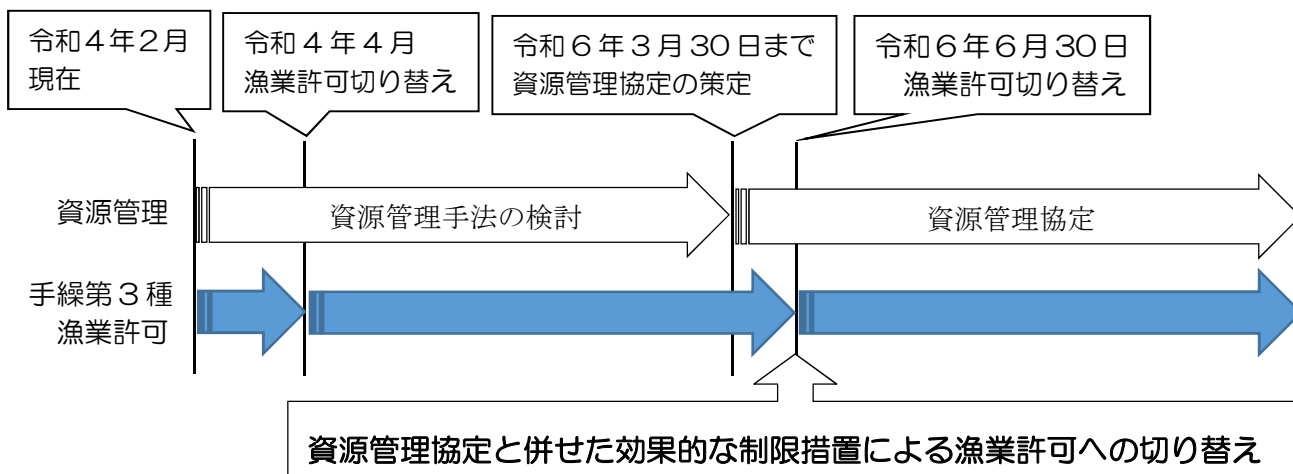
● 変更点（今回）

89 隻以下

近江大橋の草津行き車線区分線以北の琵琶湖（ただし、内湖および内湖から琵琶湖に通ずる水路を除く）

滋賀県に住所を有する者

- なお、シジミ資源の回復を目指して令和 5 年度までに策定が予定されている資源管理協定の内容と連動した許可制度とするため、今回公示する手繰第 3 種漁業の許可の有効期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日までとし、必要に応じ令和 6 年に制限措置を見直して許可の切り替えを行うこととしたい。

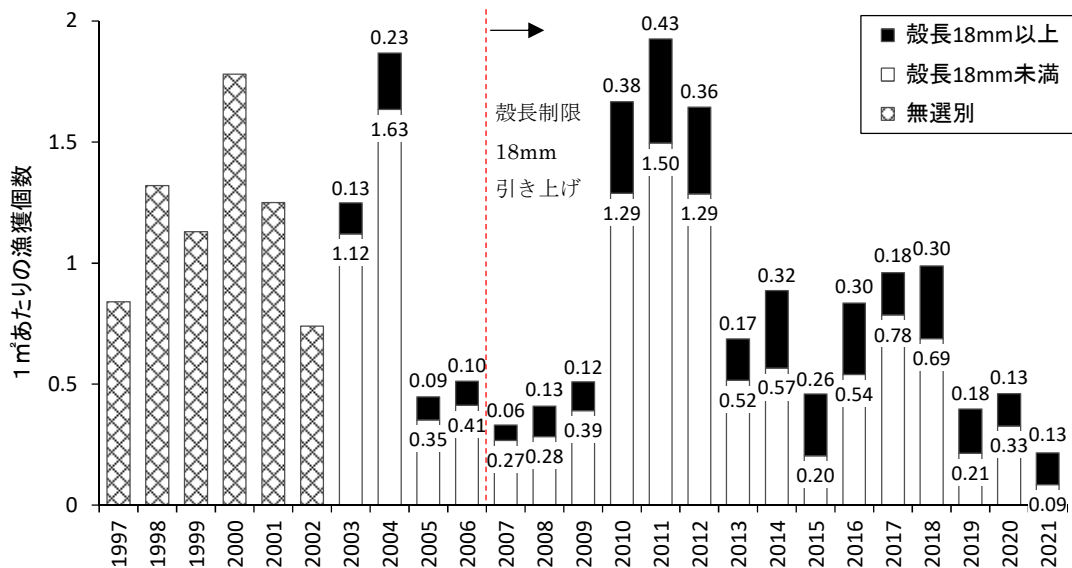


## セタシジミ資源の現状と資源管理について

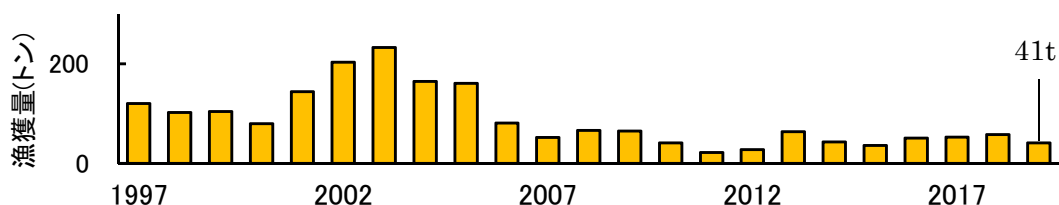
## 【セタシジミ資源の現状】

- セタシジミ資源は依然として低位減少傾向にある。
- 加えて近年は数年に一度、産卵期に親貝の肥満度が上がらないという事例が確認されており、親貝の成長および再生産への影響が懸念される。
- また、セタシジミは遊泳力を持たないため生息密度が低下すると再生産の効率が悪くなり、さらに資源が減少するという悪循環に陥る恐れがある。

## 1. 産卵期の主要漁場におけるセタシジミの資源密度（水産試験場による調査）



## 2. 年別シジミ漁獲量



## 【これまでの資源管理に関する取り組み】

- 平成8年以降、資源管理の取り組みが行われてきた。
- さらに平成17年度からは、資源回復計画制度の下で「琵琶湖セタシジミ資源回復計画（平成18年3月30日公表）」に基づき、漁獲物の殻長18mm制限（琵琶湖海区漁業調整委員会指示）により資源管理に取り組んできたところ。
- また現在ヒメタニシ駆除に加え、セタシジミ保護対策実証事業として、主要漁場に親貝保護区を設定、親貝を移植放流してその効果を検証している。

## 【漁業法改正に伴う制度変更】

- これまでは資源管理の方向性や具体的な管理方策を内容とした「滋賀県資源管理指針」を県が策定し、漁業者が「資源管理計画」を作成、実践されてきた。
- この度、令和2年12月1日に改正漁業法が施行されたことに伴い、令和5年度末までに資源管理計画は新たな制度である「資源管理協定」へ移行することとなった。
- 今後、県が「滋賀県資源管理方針」を策定して滋賀県における資源管理の新たな基本的な考え方を示し、それを基に「資源管理協定」を締結することとなる。
- 「資源管理協定」では漁業者から報告される漁獲情報や水産試験場が行う資源調査などを基に科学的な調査や評価を行い、資源管理の目標を設定することとなる。